

WellBe Club 会員規約（月額利用）

「第1章 総則」

第1条（総則）

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 JOY（以下「事業者」といいます）が運営する「WellBe Club」（以下「クラブ」といいます）を、第4条に定める会員（以下「会員」といいます）が利用する場合に適用するものとします。

第2条（目的）

クラブの目的は、「私らしく、ここから」をテーマに、鹿児島県始良市の豊かな自然を生かしたスタジオプログラムおよびマシニング、アウトドアフィットネスプログラム、スパ、カフェ、貸しホールの提供を通じ、健康的なライフスタイルを提案し、会員の健康を増進、体力強化ならびに会員相互の親睦を図るとともに地域社会に於ける明るいコミュニティー作りに寄与することとします。

「第2章 会員」

第3条（会員）

1. 会員とは、本規約を承認し、第7条に定める所定の手続きを経て事業者が入会を承諾した方をいいます。ただし、次の各号に該当する方の入会はできないものとします。
 - 1) 暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）、または反社会的勢力に関係のある方
 - 2) 刺青をされている方（但し、事業者が認めた場合を除く）
 - 3) クラブの秩序を乱し、他の会員に迷惑をかけるおそれのある方
 - 4) 他人に伝染する恐れのある疾病を有する方
 - 5) その他、クラブが会員として不適当と認める方
2. 妊娠中の方については、原則として本施設を利用することは認められません。ただし当社が妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途当社が認めた場合は、この限りではありません。

第4条（規約等の遵守）

会員は、本規約、および事業者が別途定める料金表、個別の通知等の細則（以下「細則」といいます）の各種事項を遵守するものとします。

第5条（会員種別）

会員種別および料金等は別途定める料金表のとおりとし、料金等の詳細は細則によるものとします。ただし、事業者は、必要に応じ会員種別および料金等を変更することができるものとします。

第6条（譲渡禁止）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第7条（入会手続き）

1. クラブへの入会を希望する方は、所定の入会手続き行い、入会金、事務手数料ならびに会員種別に応じた2ヶ月分(1～10日までの入会)または、3ヶ月分(11～末日までの入会)の月会費を入会月にお支払いするものとします。その以降、クラブが定める期間において毎月口座振替またはクレジットカード決済が発生致します。
2. 会員がクラブに入会手続き後、2週間以内に契約の取消しを行う場合、会員の契約解除の申し出まで、クラブの利用がない場合のみ、契約の取消しが認められるものとします。この場合には、クラブは会員に対し、第1項でお支払い頂いた全額を返金するものとします。
3. クラブを退会後、再度ご入会され決済方法に変更が生じない場合は、所定の手続き後、入会金、事務手数料ならびに会員種別に応じた1ヶ月分の月会費を現金でお支払いするものとします。なお、1ヶ月分の月会費以後、クラブが定める期間において毎月口座振替またはクレジットカード決済が発生致します。（口座情報に変更が生じる場合は、1.と同様の対応とします。）

第8条（会費のお支払い）

1. 会員は、事業者に対し、月会費を口座振替払またはクレジットカード決済により支払うものとし、所定の手続きにより決済方法を登録するものとします。

2. 会員は、当月20日のクレジットカード決済日または、当月27日の口座振替日に、翌月分の会費を事業者へ支払うものとします。但し当月27日が金融機関休業日である場合、直後の金融機関営業日を口座振替日とします。

第9条（会費等の返還）

事業者は、既収の会費および入会金等については、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

第10条（会員証）

1. クラブは、会員に対して会員証を発行するものとします。
2. 会員証は会員本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡はできないものとします。
3. 会員は、クラブ利用時には、その都度会員証または専用QRコードをクラブに提示するものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、必要に応じてクラブに届出、再発行を受けるものとし、手数料550円（消費税込）をクラブに対し支払うものとします。

第11条（各種届出）

1. 会員は、退会を希望する場合、月の末日を退会日とし、退会日の属する月の当月の10日までにクラブに対し所定の「退会届」を提出するものとします。
2. 会員は、e-mail アドレス、住所、氏名、電話番号、等、第7条に定める入会申込書記載の会員情報に変更が生じた場合、すみやかにクラブに申し出るものとします。
3. 会員は、第8条第1項に定める支払い方法に変更がある場合、変更を希望する月の前月の10日までに、クラブに対し所定の変更手続きにて申し出るものとします。
4. 会員は、第5条に定める会員種別を変更する場合は、変更を希望する月の前月の10日までに、クラブに対し所定の変更手続きにて申し出るものとします。
尚、60歳に達した際に適用される特定の会員種別への自動的な切替えは行っておりません。種別の変更手続きは、原則として会員ご本人による申し出に基づき対応いたします。ただし、年齢到達後に所定の変更手続きを行わなかった場合でも、初回の申し出に限り、過去1ヶ月分の会費差額について返金対応を行います。
5. 会員は、休会を希望する場合、月の初日を休会日とし、休会日の属する月の前月の10日までに、クラブに対し所定の変更手続きにて申し出るものとします。なお、休会中の取扱いについては、月額1,100円（消費税込）をクラブに対して支払うものとします。また、月の途中での休会からの復帰を希望する場合、会員種別ごとの料金を支払うものとします。

第12条（会員資格の一時停止・抹消）

クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要することなく会員資格の一時停止または抹消を行うことができるものと、会員はこれに対し何ら異議を申し述べないものとします。

1. 第5条および第7条に定める会費、その他の費用の支払を怠った場合
2. クラブの名誉信用を損なった場合
3. クラブの秩序を乱した場合
4. 第7条に定める入会申込書に虚偽の記載をしたことが発覚した場合
5. 本規約および細則その他クラブが別途定めた事項に違反した場合
6. 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合
7. 新型コロナウイルス等、集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合
8. 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明した場合
9. 妊娠していることが判明した場合
10. クラブの各施設（以下「本施設」。）および付帯設備等を故意に損壊した場合
11. その他、クラブが会員として不適当であると認めた場合

第13条（遵守事項）

会員は、クラブの利用にあたり、次の各号の事項を予め承諾し、遵守するものとします。

1. 他の会員と協調性をもって行動すること

2. クラブの許可なくクラブ内での商業行為、政治・宗教活動、又はこれに類する行為を行わないこと
3. クラブの許可なくクラブ内での写真撮影を行わないこと
4. 他の会員の迷惑となる行為を行わないこと
5. 施設スタッフに対し、誹謗・中傷、殴打・拘束する等の暴力行為を行わないこと
6. 大声、奇声を発する行為や他の会員もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為を行わないこと
7. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為を行わないこと
8. 刃物など危険物、高額な金銭・物の館内への持ち込みを行わないこと
9. 自らの会員証を他人へ貸与や使用させる行為を行わないこと

「第3章 クラブの利用」

第14条（サービスの内容）

1. クラブにおいて会員が利用できるサービスは、本施設の利用およびクラブが提供する「スタジオプログラム/アウトドアフィットネスプログラム」（以下「プログラム」といいます）への参加とします。なお、本施設の利用およびプログラムへの参加に関する詳細は、細則によるものとします。
2. クラブは、必要に応じて、本施設およびプログラムの内容を変更することができるものとします。

第15条（利用時間・休館日）

クラブの利用時間は原則として次のとおりとします。

ただし、クラブは、季節により利用時間を一部変更するほか、メンテナンス等のために必要とする場合には、利用時間の変更や休館日の設定を行うものとします。

【クラブ利用時間】

平日：10:00～22:00（最終入館 21:30） 土曜：9:00～21:00（最終入館 20:30）

日祝：9:00～19:00（最終入館 18:30） 休館日：木曜日

第16条（同伴について）

会員は、クラブが事前に承諾した場合を除き、会員以外の第三者およびペット等（以下「同伴者」といいます）をクラブに同伴させることができないものとします。尚、クラブから同伴者に関し事前に承諾を得た場合、会員は、当該同伴者に対しても本規約に基づき会員が負う義務を遵守させるものとし、当該同伴者の責に帰すべき事由により両者または第三者が損害を被った場合、その損害の一切を賠償する責を負うものとします。

第17条（損傷）

会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失した場合、直ちにクラブに連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用を全額負担するものとします。

「第4章 その他」

第18条（クラブの閉鎖・変更）

1. 事業者は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、経営の都合その他やむを得ない事由が生じた場合、クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、またはその利用を制限することができるものとします。
2. 事業者は、前項によりクラブを閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとし、これに対する一切の補償を行わないものとします。
3. 会員は、前2項の場合においても、両者に対し何らの異議を申し立てないものとします。

第19条（免責事項）

1. 両者は、クラブ内又はプログラム参加中の怪我や事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失、その他その他クラブの利用により発生した会員の損害に関し、自らの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。

クラブの利用により発生した会員の損害に関し、自らの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。

2. 会員は、他の会員または第三者との間において紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担をもって処理解決するものとし、両者に何らの迷惑損害もかけないものとします。

第20条（個人情報の取扱い）

1. 事業者は、会員から取得した個人情報を適切に取り扱うものとします。
2. 事業者は、会員の個人情報を次の各号の目的のために利用するものとします。
 - ①クラブのサービスの提供およびこれに関する申込受付等の事務手続き
 - ②クラブからのサービス、イベント、新製品等に関する営業案内
 - ③マーケティング調査、商品開発およびこれを目的とするアンケート依頼
 - ④イベント等の企画、運営、管理、その他の諸対応
 - ⑤緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応
 - ⑥その他、別途会員から得た同意の範囲内での利用
3. 事業者は、会員の個人情報について、前項の利用目的の実施に必要な範囲内において、委託する外部インストラクター等を含む業務委託先の第三者に個人情報を開示するものとします。この場合、事業者は業務委託先との契約において本規約に基づく事業者の義務と同等の義務を負わせるものとします。
4. 事業者は、前項に定めるもののほかは、会員の個人情報について、会員の同意なく第三者に提供または開示しないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合は、この限りではありません。
5. 事業者は、個人情報の漏えいや不正アクセスを予防するために、従業員の教育を徹底し、安全対策を講じるとともに、個人情報が含まれる紙媒体や電子媒体を厳正に管理するものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 両者は、現在および将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
2. 事業者は、会員が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知催告を要することなく会員資格を抹消することができるものとします。
 - ①会員が、反社会的勢力であることが判明したとき。
 - ②自らまたは第三者を利用して、事業者または委託する外部インストラクター等に対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、または威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、クラブへの入会および利用をしたとき。
3. 会員は、前項により会員資格が抹消された場合、両者が被った損害を賠償する責を負うものとします。

第22条（規約の改正）

1. 事業者は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
2. 変更後の本規約については、事業者が別途指定する場合を除いて、事業者が別途定める告知場所に掲示した時点より効力を生ずるものとします。
3. 会員は、本規約の変更について、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができないものとします。

第23条（管轄裁判所）

会員と事業者または委託する外部インストラクター等との間において訴訟の必要が生じた場合、本規約に関する一切の紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の唯一の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（準拠法）本規約に関する準拠法は、日本法とします。 2025年5月改訂